

茨城県消費者基本計画（第4次）

アクションプラン（案）

令和4年3月

茨城県

目 次

1	アクションプランについて	…… 1
2	施策体系図	…… 3
3	施策及び数値目標一覧	…… 4
4	施策の内容	…… 8
5	数値目標	……19

アクションプランについて

1 概要

本県においては、県民の消費生活の安定と向上を確保するため、「茨城県消費生活条例」（以下「消費生活条例」という。）に基づき、平成28年4月に第3期「茨城県消費者基本計画」（計画期間：平成28年度～平成32年度・以下「消費者基本計画」という。）を策定し、消費者政策を展開する上での基本指針としてきました。

消費者基本計画の上位計画である茨城県総合計画では、「Ⅱ 新しい安全安心」へのチャレンジ」中、「政策9 安心して暮らせる社会」の「施策（2）」において「消費者被害の未然防止・拡大防止を図るため、消費者教育や消費生活センター等における相談体制の充実、事業者への指導・取締りを推進します。」と消費者行政について位置づけておりますが、消費者基本計画の施策の方向性は県総合計画と同じです。

そこで、上記部分を「消費者基本計画（第4次）」とするとともに、その一部を本県「消費者教育推進計画」とし、具体的な施策の取組及び進行管理を行うものとして、本アクションプランを策定することといたします。

2 計画期間

2022年度～2025年度（4年間）

3 基本的な考え方と取組方向

第4次計画で進行管理を行う施策は、消費者行政に直接関連するもの（主要施策）とし、関連する施策（関連施策）については、県総合計画及び各部局の個別計画等との連携をとりながら、引き続き推進していきます。

進行管理は、次の5つの基本方針に基づき、具体的な取組を進めます。なお、各施策の推進にあたっては、SDGs（持続可能な開発目標）の関連するゴールを念頭に置いて取り組みます。

（1）安全・安心な消費生活の確保

消費者が安全・安心な消費生活を送るため、関係法令に基づく立入検査や行政指導等を継続的に実施し、商品・サービスによる事故やトラブルを未然に防止します。

また、各種法令等に違反する悪質な事業者に対しては、指導・処分を行うとともに、事業者名の公表を含めた厳正な対応により、消費者被害の未然防止・拡大防止を図ります。

（2）消費者被害の未然防止・救済

新たな商品・サービスや取引形態の登場に伴い消費者問題が多様化・複雑化する中で、消費者被害の未然防止と救済に向けた対応がますます重要となっています。

現在、県内すべての市町村に消費生活相談窓口が設置され、住民の身近な相談窓口として相談に応じるとともに、被害防止のための啓発活動を行っています。県と市町村が各々の役割をさらに充実強化し、消費者被害の未然防止を図るとともに、

被害に遭ったすべての消費者が迅速に救済される体制を整備していきます。

(3) 消費者の自立の支援

商品・サービスの選択幅の広がりなどによって、消費者は便利で快適な生活を享受できる一方、その選択に対する自己責任が求められます。

このため、消費者一人ひとりが適正な判断や対応を行うことができる「消費者力」を養い、自立した消費者として適切に行動するとともに、「消費者市民社会」の形成に参画できるよう支援を行う必要があります。

そこで、幼児期から高齢期までの生涯にわたって、お金の大切さやクーリングオフ制度など消費生活に関する学習の機会を提供し、学校・地域・家庭・職場など様々な場での消費者教育を総合的に推進します。

(4) 多様化・複雑化する消費者問題への対応

消費者問題が多様化・複雑化する中、判断力の低下等により悪質商法の被害に遭いやすい高齢者や障害者、社会経験の少ない若年者のほか、県内に居住・滞在する外国人に対して、それぞれの特性に応じた支援を行い、消費者被害の未然防止・拡大防止と救済を図ります。

また、情報通信機器の普及に伴い、インターネット利用に関する相談が多く寄せられている現状を踏まえ、消費者に対する学習機会の提供や情報発信とともに、相談体制の充実を図ります。

(5) 人や社会、環境に配慮した消費行動の推進

現在の便利で快適な消費生活は、一方で、自然環境や生産現場などに負荷を与えています。SDGsの12番目の目標「つくる責任 つかう責任」等の視点に立ち、消費者の消費活動自体が未来に向けた投資であるとの意識のもと、地域の活性化や雇用等も含む、人や社会・環境に配慮して消費者が自ら考える賢い消費行動、いわゆるエシカル消費等に関する取組を進めていきます。

4 推進

県、市町村、各種団体等は、それぞれの責務と役割を認識し、協働・連携しながらこの計画を推進するものとします。

5 進行管理

アクションプランに掲げる施策の進捗状況等については、毎年度検証・評価を行い、消費生活審議会に報告するとともに、ホームページ等で公表します。

また、社会経済情勢など消費者を取り巻く環境の変化に対応するため、必要に応じて進行管理表の見直しを行うとともに、消費生活審議会や消費者団体、県民からの意見等に基づき、新たな取組についての検討を行います。

施策体系図

